

第 11 期 中 間 決 算 公 告

平成 30 年 12 月 21 日

東京都中央区日本橋 1 丁目 19 番 1 号
株式会社じぶん銀行
代表取締役社長 柏木 英一

中間貸借対照表 (平成 30 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	100,482	預 金	959,775
コ ー ル ロ ー ン	57,138	コ ー ル マ ネ ー	95,967
買 入 金 銭 債 権	37,094	そ の 他 負 債	15,626
金 銭 の 信 託	5,600	未 払 法 人 税 等	369
有 価 証 券	303,046	未 払 費 用	1,676
貸 出 金	607,377	先物取引受入証拠金	6,115
外 国 為 替	461	金融商品等受入担保金	220
そ の 他 資 産	11,182	金 融 派 生 商 品	2,492
有 形 固 定 資 産	1,007	そ の 他 の 負 債	4,752
無 形 固 定 資 産	16,618	賞 与 引 当 金	234
貸 倒 引 当 金	△ 229	退 職 給 付 引 当 金	45
		繰 延 税 金 負 債	2,405
		負債の部合計	1,074,055
		(純資産の部)	
		資 本 金	50,000
		資 本 剰 余 金	30,000
		資 本 準 備 金	30,000
		利 益 剰 余 金	△ 19,429
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 19,429
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 19,429
		株 主 資 本 合 計	60,570
		その他有価証券評価差額金	6,064
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 910
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,153
		純資産の部合計	65,724
資産の部合計	1,139,780	負債及び純資産の部合計	1,139,780

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間損益計算書

平成30年4月1日から
平成30年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		18,442
資金運用収益	13,344	
(うち貸出金利息)	(11,409)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,325)	
役務取引等収益	2,706	
その他業務収益	2,389	
その他経常収益	2	
経 常 費 用		17,799
資金調達費用	1,253	
(うち預金利息)	(1,095)	
役務取引等費用	7,697	
その他業務費用	4	
営業経費	8,800	
その他経常費用	43	
経 常 利 益		643
税引前中間純利益		643
法人税、住民税及び事業税		124
中 間 純 利 益		518

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 買入金銭債権のうち有価証券に準じるものの評価基準及び評価方法

買入金銭債権の評価は、主として移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～18年

その他 5～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（最長10年）に基づいて償却しております。また、のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（20年）で均等償却しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、将来発生が見込まれる損失率を合理的に見積もり、予想損失額に相当する額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員への退職一時金（確定給付）の支払いに備えるため、簡便法により当中間会計期間末における自己都合退職による期末要支給額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジを識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し両者の変動額を基礎にして判断しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

（表示方法の変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当中間会計期間から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

当行は平成30年7月24日開催の取締役会において、勘定系システムの移行を決議いたしました。これに伴い、現行勘定系システムに関連する一部の自社利用のソフトウェアについて耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。これにより、従来の方法と比べて、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ123百万円減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 為替決済等の取引の担保として、有価証券115,490百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は613百万円であります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は36百万円、延滞債権額は19百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146,929百万円であります。これらは全て任意の時期に無条件で当行が解約可能なものであります。
6. 有形固定資産の減価償却累計額 1,015百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当行は、預金、貸出、有価証券投資、為替などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況に応じ長短のバランスを調整するなどして、金利・為替などの変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引を行っております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当行は、貸出金や債券等の金融商品を保有しております。これにより、信用リスク、市場リスクに晒さ

れております。

信用リスクとしては、貸出金や市場取引などについて、経済環境の変化や債務者の状況悪化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

市場リスクとしては、内外金利、為替レート、債券の市場変動等が挙げられます。例えば金利が上昇した場合、当行の保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値が減少します。

デリバティブ取引としては、主に、金利の変動リスクに対するヘッジ手段として、金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用する場合があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理規則に基づき、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

貸出業務については、当行は現状、法人融資を行っておりませんので、個人融資先へのリスクに限定されます。

個人への融資にあたっては、当行及び保証会社の双方にて審査を行うことで、与信管理を行う体制を構築しております。また、住宅ローンについては不動産担保等を取得することで、カードローン等については保証会社より保証を取得することで、リスクの軽減を図っております。

市場業務に係る信用リスクに関しては、外部格付を基に、有価証券の発行体や市場取引の相手方のリスク評価を定期的実施し、また有価証券時価の把握を定期的に行い、管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) リスク管理体制

当行では、フロントオフィス（市場取引実施部署）から独立した、ミドルオフィス（リスク管理部署）及びバックオフィス（事務管理部署）を設置し、相互に牽制が働く体制としております。

また、経営陣による ALM 委員会を毎月開催し、市場・流動性リスクの管理・運営、及び資産・負債・資本運営に関する重要事項を審議しております。

(ii) 市場リスクマネジメント

当行では、市場リスクの状況や、リスク限度枠・損失限度協議基準に照らした適正性を、それぞれ日次で計測・確認し経営陣あてに報告するとともに、ストレステストなどを用いたリスク分析を行い、上記日次報告に織り込むとともに ALM 委員会への報告を実施しております。

運営においては、資金の平均運用期間と平均調達期間のバランスを取ることで市場リスクを適正にコントロールし、経営体力に見合った ALM 操作を行うことを基本方針とし、適切なリスク運営を行っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクは他のリスクに比べ日々の変動が大きいいため、当行ではバリュー・アット・リスク (VaR) を用いた市場リスク量を日次で把握・管理しております。

市場リスク計測モデルにはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間21営業日、信頼水準99%、観測期間250営業日)を採用しております。ヒストリカル・シミュレーション法とは、現在のポートフォリオに対して、過去一定期間内で実際に起きた市場変動をあてはめた場合に発生すると推定される損益をシミュレーションして VaR を算出する手法で、市場変動の特性を直接的に反映させることが可能になること等が特徴です。

平成30年9月30日現在における当行の VaR は、951 百万円です。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、円貨・外貨のそれぞれについて、資金調達の構成内容や資金繰りギャップの管理、資金流動性維持のための準備資産の管理などを行い、適正な資金流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれる場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	100,482	100,482	—
(2) コールローン	57,138	57,138	—
(3) 買入金銭債権	37,094	36,084	△1,009
(4) 金銭の信託	5,600	5,600	—
(5) 有価証券 その他有価証券(*1)	302,546	302,546	—
(6) 貸出金 貸倒引当金	607,377 △229		
	607,148	591,981	△15,166
(7) 外国為替	461	461	—
資産計	1,110,471	1,094,294	△16,176
(1) 預金	959,775	960,436	660
(2) コールマネー	95,967	95,967	—
負債計	1,055,743	1,056,403	660
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	24	24	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(910)	(910)	—
デリバティブ取引計(*2)	(885)	(885)	—

(*1) 株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、含めておりません（(有価証券関係) 2. (注) 参照のこと。）。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が1年以内と短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

コールローンについては、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積に基づく合理的に算定された価額によっております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大

大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これは、満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。この割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、区分経理を行っている定期預金の約定元利金は、区分経理後のものとしております。

(2) コールマネー

コールマネーについては、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替スワップ等）であり、時価は割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金預け金	100,482	—	—	—	—	—
コールローン	57,138	—	—	—	—	—
買入金銭債権	6,900	9,182	—	—	20,361	—
金銭の信託	5,600	—	—	—	—	—
有価証券	35,400	79,900	40,906	26,555	42,571	52,000
国債	—	30,000	—	—	26,000	52,000
地方債	1,000	200	4,706	8,640	—	—
社債	21,500	23,200	24,700	10,915	16,571	—
その他	12,900	26,500	11,500	7,000	—	—
貸出金	175,272	30,383	30,557	30,438	44,880	295,844
外国為替	461	—	—	—	—	—
合計	381,255	119,465	71,463	56,994	107,813	347,844

(注3) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	925,556	4,009	12,909	12,483	4,817	—
コールマネー	95,967	—	—	—	—	—
合計	1,021,523	4,009	12,909	12,483	4,817	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成30年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの
その他の金銭の信託	5,600	5,600	—	—	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ差額の内訳であります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (平成30年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上 額を超えるもの	その他	4,400	4,400	0
	小計	4,400	4,400	0
時価が中間貸借対照表計上 額を超えないもの	その他	2,500	2,500	—
	小計	2,500	2,500	—
	合計	6,900	6,900	0

2. その他有価証券 (平成30年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	国債	98,488	91,462	7,026
	地方債	14,934	14,599	335
	社債	77,984	77,186	798
	その他	49,782	48,981	801
	小計	241,191	232,229	8,961
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	国債	17,001	17,041	△40
	地方債	—	—	—
	社債	19,751	19,844	△93
	その他	24,601	24,689	△88
	小計	61,354	61,576	△221
	合計	302,546	293,806	8,740

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 時価を把握する事が極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	500

当株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
国債	29,265	1,301	—
地方債	—	—	—
社債	6,382	—	4
その他	—	—	—
合計	35,648	1,301	4

（1株当たり情報に関する注記）

- 1株当たりの純資産額 41,077円 63銭
- 1株当たり中間純利益金額 324円 29銭

（税効果会計関係）

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

（単位：百万円）

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	5,689
繰延ヘッジ損益	278
その他	170
繰延税金資産小計	6,138
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△5,543
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△291
評価性引当額小計	△5,834
繰延税金資産合計	304
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,676
その他	33
繰延税金負債合計	2,709
繰延税金負債の純額	2,405

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	1,887	1,748	1,782	270	5,689
評価性引当額	1,741	1,748	1,782	270	5,543
繰延税金資産	145	—	—	—	(*2)145

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しました。

（自己資本比率関係）

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は10.52%であります。